



まん延防止等重点措置の実施期間延長等に伴う 市の対応方針について

まん延防止等重点措置の実施期間延長等に伴う千葉県の協力要請を受け、松戸市新型インフルエンザ等対策本部会議において、本市の対応方針を以下のとおり決定しました。

●市の対応方針 別紙1

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課 ☎047-704-0055

FAX047-704-0251 ✉mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp

まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う市の対応方針

(令和3年5月11日)

- 5月12日(水)以降もまん延防止等重点措置が実施されることに伴い、国や県の動向を踏まえ、本市の対応方針は以下のとおりとする。

(1) 市民の皆様へ協力を求めるもの

◆不要不急(※)の外出・移動は控えるよう求める。

特に、都道府県間の移動及び20時以降の外出は控えるよう求める。

(※)医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものは対象外とする。

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は控えるよう求める。また、人が集まる場所での食べ歩きも控えるよう求め、持ち帰りを推奨する。

◆自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えるよう求める。また、飲酒を伴わないホームパーティー等も控えるよう求める。

◆飲食時は黙って食べ、会話をする際は必ずマスクを着用するよう求める。同居家族以外では、いつも近くにいる人と、少人数で飲食するよう求める。

◆カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒、適切な換気等、お店が実施する対策への協力を求める。

◆飲食店を利用する際は、酒類は持ち込まないよう求める。

(2) 事業者の皆様へ協力を求めるもの

◆千葉県が行う飲食店への20時以降の営業及び酒類の終日提供自粛（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）要請を受け、市内飲食店に対して県の営業自粛要請及び酒類の提供自粛（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）要請の遵守を求める。また、飲食店以外の施設においても、20時以降の営業自粛要請及び酒類の終日提供自粛（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）要請の遵守を求める。
◆飲食を主として業としているお店でのカラオケ設備の利用自粛を求める。
◆テレワーク・在宅勤務・時差出勤の取組を強かに推進するよう求める。
◆職場・寮における感染防止策を徹底するよう求める。
◆従業員に対し、基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛の呼びかけ、特に、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう求める。
◆街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するよう求める。
◆機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保するよう求める。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けるよう求める。

(3) 催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

◆催物等の参加上限人数は、千葉県が示す要件（人数上限目安）に合わせるよう求める。 ＜千葉県が示す規模要件＞ ・上限人数は5,000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあたっては収容定員の50%以内の参加人数とする。
◆感染防止のため、入場者の整理、誘導を求める。
◆イベント参加者に対しては、感染防止対策の徹底やイベント前後の飲食を控えることの呼び掛けを求める。

引き続き、市民・事業者等へ協力を求めるもの

(1) 市民の皆様への基本的な感染症対策の協力依頼

- ・こまめな手洗い・マスクの着用・人と人との距離をとること・3つの密の回避について引き続き協力を求める。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対策分科会より提言された感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけた日常生活の見直し・定着を図る。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

- ・「3つの密」を避けるような対策を講じるよう求める。
- ・職場や店舗等に関して、千葉県作成「感染拡大防止チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに業種別の感染拡大予防ガイドライン等（内閣官房ホームページに掲載）を確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底するよう求める。

※ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底

市の所管事業の対応

(1) 市公共施設について

- ・市公共施設の開館時間は、原則20時までとする。
ただし、施設の利用状況等を考慮し感染リスクが高いと判断した場合は、20時以前に閉館するなど柔軟な対応を行う。

(2) 市主催イベント・集会について

- ・イベント・集会の開催については、今一度その必要性等について慎重に考え、時期をずらすことやオンライン開催等への変更などを検討し、それが困難な場合は、千葉県が示す開催制限の基準を遵守のうえ、感染防止対策に細心の注意を払って行う。

(3) 市が後援等をするイベント・集会について

- ・市主催イベント・集会の取扱いを鑑みた慎重な対応を求める。

(4) 市職員の勤務体制について

- ・公共交通機関を利用する職員等を対象とした時差出勤を継続する。

- ・市の職員は、新型コロナウイルス感染症対応の業務を担っているため、通常勤務体制を基本とするが、保育所等や学校の休校等により、子の世話をを行うためやむを得ない場合や、妊産婦であって本人から在宅勤務を希望する旨の申し出があった場合は配慮する。
- ・カウンターのシート設置、机間の間仕切り設置、バックアップオフィス、換気の徹底等の感染防止対策を継続する。

(5) 市立学校について

- ・児童生徒の健康安全を第一に考え、本市の「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従って感染リスク低減に取り組み、感染の状況を見据えながら、当面の間これまで同様に慎重な対応を継続する。

上記対応の周知方法

- ・各部が所管するあらゆる発信ツール、関係団体を活用して周知する。